

4/1

5/8 5類移行

感染状況関係	新規陽性者の全数把握 毎日公表	新規陽性者の定点把握 週1回公表
感染症法等関係	感染者の自宅療養（外出自粛）要請期間 原則7日	※外出自粛要請の定めなし（療養期間の目安 原則5日）
	濃厚接触者の自宅療養（外出自粛）要請期間 原則5日	※外出自粛要請の定めなし
相談関係	発熱コールセンター (866-2129) 発熱相談、外来対応医療機関案内等	陽性者フォローアップシステムを統合 看護師を配置し24時間対応
	陽性者フォローアップシステム	※終了
公費負担関係	検査・外来・入院医療費無料（公費負担）	※一部を除き終了
		行政検査（高齢者施設等の定期検査等）
検査関係	一般無料検査、接触者PCR検査、RADECO	※終了
ワクチン接種関係	無料（公費負担）～R6.3.31	
	【追加接種】令和4年秋開始接種 初回接種終了者	【追加接種】令和5年春開始接種 ①65歳以上 ②基礎疾患を有する者等 ③医療介護従事者等

区分	項目	これまで	5月8日から
1 感染状況関係	(1) 感染状況の公表	<ul style="list-style-type: none"> 新規陽性者の全数把握と毎日の公表 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 〔 ※全数把握から定点把握に移行し、週1回の公表 〕
	(2) 情報発信	<ul style="list-style-type: none"> RICCAによるコト関係の情報発信 県ホームページ 特設サイト 	<ul style="list-style-type: none"> 継続（当面9月末まで） 継続（6月1日以降はトップページから移動）
2 感染症法等関係	(1) 入院勧告	<ul style="list-style-type: none"> 感染症法に基づき勧告 	<ul style="list-style-type: none"> 規定なし 〔 ※5月1日以降、感染症法に基づく勧告は行わない 〕
	(2) 感染者の待機	<ul style="list-style-type: none"> 原則7日間 	<ul style="list-style-type: none"> 規定なし 〔 ※自主的な感染対策 ※原則5日を目安 〕
	(3) 濃厚接触者の待機	<ul style="list-style-type: none"> 原則5日間 	<ul style="list-style-type: none"> 規定なし 〔 ※自主的な感染対策 〕
	(4) 沖縄県コロナ対策本部（特措法）	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大を防止するため、特措法に基づき設置 知事を本部長とし、副知事、政策調整監及び各部局長等で構成 	<ul style="list-style-type: none"> 終了 〔 ※沖縄県新型コロナウイルス等対策会議（仮称）を設置 〕

区分	項目	これまで	5月8日から
2 感染症法等関係	(5) 沖縄県対処方針 (特措法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法に基づき県民、事業者等に対して必要な協力を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 終了 ⌋ ※個人・事業者等の自主的な感染対策 ⌈
	(6) 飲食店等の感染防止対策認証制度 (特措法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の定める感染防止対策基準を満たす店舗に認証ステッカーを交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 終了
	(7) イベントの開催制限 (特措法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染状況に応じたイベント開催を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 終了
	(8) 療養証明書の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年4月1日以降に発生届の対象となった方で、自宅及び県指定の宿泊療養施設等で療養を終えた方に発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 終了 ⌋ ※5/7までに療養証明書発行の対象となった方については当面継続 ⌈

区分	項目	これまで	5月8日から
3 相談関係	(1) 発熱コールセンター 098-866-2129	【体調が悪い方】 発熱等の症状で検査や受診先の相談、後遺症に関する相談に対応	<ul style="list-style-type: none"> 継続（当面9月末まで） <p>（※陽性者フォローアップシステムを統合 ※受診に迷ったときや体調急変時など、 看護師を配置し24時間対応）</p>
	(2) 陽性者フォローアップシステム	【陽性者】 自宅療養者の体調悪化時の相談等	<ul style="list-style-type: none"> 終了
	(3) 旅行者専用相談センター沖縄 (TACO) 098-840-1677	【発熱旅行者】 看護師による問診を実施した上で、病院受診の案内	<ul style="list-style-type: none"> 継続（当面9月末まで）
	(4) こども医療電話相談 #8000	【保護者等】 休日、夜間のこどもの症状にどのように対処したらよいのか、小児科医師、看護師が対応	<ul style="list-style-type: none"> 継続
	(5) 新型コロナワクチン専門相談、 県広域会場予約センター (ワクチンに関する自動音声案内)	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン副反応に係る相談、県が設置する広域ワクチン接種センターの予約受付 	<ul style="list-style-type: none"> 終了

区分	項目	これまで	5月8日から
4 公費負担関係	(1) 保険診療検査	・ 検査費用の自己負担分を公費負担	・ 終了 [※他の疾患と同じく、自己負担あり]
	(2) 外来医療費	・ 外来医療費の自己負担分を公費負担	・ 終了 [※他の疾患と同じく、自己負担あり ※新型コロナ治療薬の費用は、 当面9月まで無料（公費負担）]
	(3) 入院医療費	・ 入院医療費の自己負担分を公費負担	・ 終了 [※他の疾患と同じく、自己負担あり。 ただし、当面9月まで高額療養費 の自己負担額から2万円を減額 （公費負担）]

区分	項目	これまで	5月8日から
5 検査関係	(1) ゲノムサーベイランス	・ 県内における変異株の動向や、新たな変異株の流入を監視	・ 継続
	(2) 行政検査	・ 高齢者施設、保育施設等従事者の定期検査を実施 ・ 施設内で陽性者が発生した場合の周囲の者への検査を実施	・ 継続 （※対象を、重症化リスクが高い方が多く入院・入所する施設等に限定）
	(3) 接触者PCR検査センター	・ 陽性者と接触があった方又はその不安がある方へ無料検査を実施	・ 終了
	(4) RADECO	・ 有症状の個人（未就学児・小学生・中学生・高校生）及びその濃厚接触者になりうる同居家族へ抗原定性検査キットを配布	・ 終了
	(5) 医療従事者に対する検査	・ 濃厚接触者となった医療従事者に無料検査を実施	・ 終了
	(6) 一般無料検査	・ 感染に不安のある県民に無料検査を実施	・ 終了（※民間検査所（有料）の継続を調整中）
	(7) 保険診療検査 再掲	・ 検査費用の自己負担分を公費負担	・ 終了（※他の疾患と同じく、自己負担あり）
	(8) 陽性者登録センター	・ 自己検査で陽性となった方と医療機関で診断された届出対象外の方を登録	・ 終了
	(9) 沖縄県内空港等におけるPCR等検査	・ 那覇、宮古、新石垣空港を利用する旅行者のうち希望者へ検査を実施	・ 終了

区分	項目	これまで	5月8日から
6 療養関係	(1) 健康観察	・ 発生届対象者へのプッシュ型の健康観察	・ 終了
	(2) 相談・療養支援	・ 体調悪化時の相談 ・ パルスオキシメーターの貸与 ・ 食料品の配送	・ 継続（当面9月末まで）（※発熱コールセンターで対応） ・ 終了 ・ 終了
	(3) 宿泊療養施設	・ 自宅で隔離が困難な方が療養できる宿泊施設を提供	・ 継続（当面9月末まで） （※医療機関受診後、自宅療養が困難な高齢者に対し宿泊療養施設を提供 ※食費（実費相当）負担あり、医療提供なし）
7 医療提供体制	(1) 入院、外来	・ 限られた医療機関で対応	・ 幅広い医療機関で対応
	(2) 設備整備の補助	・ 感染対策のための設備整備（個人防護具、医療機器等）を補助	・ 継続（当面9月末まで）
	(3) 入院待機ステーション	・ 医療ひっ迫時に入院調整が整うまでの間、一時的に酸素投与などの措置を行う施設	・ 終了（※医療ひっ迫状況に応じて必要な取組を実施）
	(4) 搬送	・ 入院勧告、外出自粛要請が発出されていることを踏まえ、県車両で患者を搬送	・ 終了（※医療ひっ迫状況に応じて必要な取組を実施 ※感染対策に配慮の上、自家用車または公共交通機関等を利用）
	(5) 入院調整	・ コト本部で対応	・ 終了（※医療ひっ迫状況に応じて必要な取組を実施 ※他の疾病と同様、医療機関において調整）

区分	項目	これまで	5月8日から
8 施設支援関係	(1) 行政検査 ※再掲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者施設、保育施設等従事者の定期検査を実施 ・ 施設内で陽性者が発生した場合の周囲の者への検査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続 〔 ※対象を、重症化リスクが高い方が多く入院・入所する施設等に限定 〕
	(2) クラスター対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設や保健所からの要請に基づき専門家や支援グループ看護師を派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続 〔 ※必要に応じ、施設や保健所からの要請に基づき専門家や支援グループ看護師を派遣 〕
	(3) 施設内療養体制への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ かかり増し経費、職員確保等を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続 〔 ※かかり増し経費(高齢者施設内療養の補助)は、必要な要件を設けたうえで継続 〕
9 ワクチン接種関係	(1) ワクチン接種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料 (R6. 3. 31まで) 〔 ※5/8~8月末、追加接種は65歳以上など対象者が限定 ※9月以降は、初回接種を終了した5歳以上の全ての者が対象 ※未接種者の初回接種は、5/8以降も無料で接種可能 〕
	(2) ワクチン専門相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチン副反応相談等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続
	(3) 市町村の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチン接種の実施主体である市町村の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続
	(4) 広域ワクチン接種センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県広域ワクチン接種センターの設置運営 ・ 商業施設等への出向き接種 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 終了

1. 高齢者専用宿泊療養施設「なはステ」について（施設概要）

項目	内容
目的	入院医療の適用のない方で、自宅療養が困難な高齢者のための臨時の宿泊施設（医療機関からの入所調整に対応）
場所	那覇市古波蔵（旧入院待機ステーション）
対象者	65歳以上の高齢者（陽性確定者）のうち、次の全ての要件に該当する方 ・医療機関で入院の必要なしと診断された場合（医師による診察の上で採血・画像等の検査が望ましい） ・自宅療養が困難な場合 ・発症後5日以内。ただし症状継続時は医師の判断により5日を超えて入所可 ・ADLについてはご相談ください
受入数	25名 ※感染状況に応じて増員
人員体制	看護師（常時4人程度）、看護補助者、理学療法士等（必要時に配置） ※巡回医師（必要時）
実施する処置	健康観察、介助（食事、清拭、排泄等） <u>※医療行為（酸素投与、投薬、補液等）の実施はありません。</u>
搬送	各自で確保（家族送迎、介護タクシー等）
設備	1棟に25名のベッド配置（個室なし） テレビなし・冷蔵庫なし、シャワーなし
受入時間	10時～21時頃
自己負担	食費（1食につき500円）



保 確 第 6 9 号
令和5年5月8日

社会福祉施設長 殿
(高齢者施設長・障害児者施設長)

沖縄県こども生活福祉部長
沖縄県保健医療部長
(公 印 省 略)

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の
感染者発生時における報告について

平素より、本県の保健・医療行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策にご尽力いただき、心より感謝を申し上げます。

さて、「新型コロナウイルス感染症の感染者発生時における報告について（依頼）」（令和4年10月5日付け保確第583号沖縄県保健医療部長）の通知により、感染者が発生した場合の連絡先を施設所在地の保健所へ統一し報告をしていただいていたところですが、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、本通知をもって廃止とさせていただきます。

今後、みだしのことについては、「『社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について』の一部改正について」（令和5年4月28日付けこ成総第18号ほかこども家庭庁成育局長ほか連名）の通知による取扱いとなることから、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付け健発第0222002号ほか厚生労働省健康局長ほか連名）の通知に基づき、文中の記の4.に示されている報告基準ア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局及び所管の保健所に報告してください。

施設におかれましては、今後も本県の保健・医療行政にご支援ください。また、感染症予防対策に引き続きご尽力いただき、施設の利用者や職員等の安全安心な環境づくりにご理解とご協力くださいますようお願いいたします。

〈お問合せ先〉
沖縄県保健医療部
感染症医療確保課 医療体制確保班
医療機関・施設支援G （担当：上江洲）
TEL：098-866-2006

新型コロナウイルス感染者発生時における報告について

5月7日まで

根拠となる文書

○令和4年10月5日付け保確第583号 沖縄県保健医療部長
「新型コロナウイルス感染症の感染者発生時における報告
について（依頼）」

【報告の流れ】

感染者が施設で発生した場合



5月8日から

根拠となる文書

○令和5年4月28日付けこ成総第18号ほか こども家庭庁成育局長ほか
「『社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について』の
一部改正について」
○平成17年2月22日付け健発第0222002号ほか 厚生労働省健康局長ほか
「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

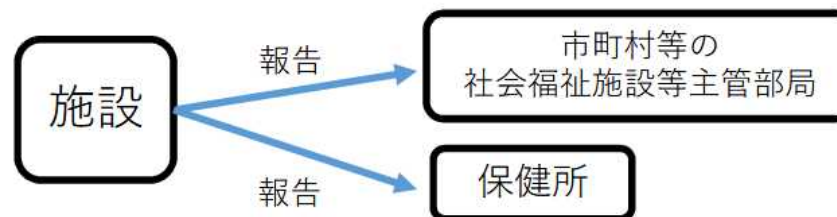
【報告の流れ】

以下（通知文抜粋）の場合に報告（詳細は通知文、記の4参照）

- ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

（ウ. の参考例）

- ・施設で初めて感染者が出たので対応方法が分からない
- ・施設で感染対策を行っていたが感染が広がってしまった
- ・施設でこれまでにない感染状況となっているため相談したい など



こ成総第18号
こ支総第9号
健発0428第3号
生食発0428第8号
社援発0428第18号
障発0428第1号
老発0428第9号
令和5年4月28日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
保健所政令市市長
特別区区長 } 殿

こども家庭庁成育局長
こども家庭庁支援局長
厚生労働省健康局長
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について

社会福祉施設等において感染症等が発生した時の報告については、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付け健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知）によることとしていますが、今般、当該通知を別添のとおり改正することとしたので、ご了知いただくとともに、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和5年5月7日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月8日に同法の5類感染症に位置付けられることとなったところです

が、それ以降も、引き続き当該通知における「感染症」には、新型コロナウイルス感染症が含まれる旨申し添えます。

(主な改正箇所は太字下線)

健 発 第 0222002 号
薬食発第 0222001 号
雇児発第 0222001 号
社援発第 0222002 号
老 発 第 0222001 号
平成 17 年 2 月 22 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
保健所政令市市長
特別区区長

厚生労働省健康局長
厚生労働省医薬食品局長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長

社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

高齢者、乳幼児、障害者等が集団で生活又は利用する社会福祉施設及び介護老人保健施設等（その範囲は別紙のとおり。以下「社会福祉施設等」という。）においては、感染症等の発生時における迅速で適切な対応が特に求められる。

今般、下記により、社会福祉施設等において衛生管理の強化を図るとともに、市町村等の社会福祉施設等主管部局への報告を求め、併せて保健所へ報告することを求めることとしたので、管内市町村及び管内社会福祉施設等に対して、下記の留意事項の周知徹底を図っていただくようお願いする。

また、下記の取扱いに当たっては、公衆衛生関係法規を遵守しつつ、民生主管部局と衛生主管部局が連携して対応することが重要であることから、関係部局に周知方よろしくお願いする。

記

1. 社会福祉施設等においては、職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、施設長は必要な指示を行うこと。
2. 社会福祉施設等の医師及び看護職員は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、施設内において速やかな対応を行わなければならないこと。
また、社会福祉施設等の医師、看護職員その他の職員は、有症者の状態に応じ、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講ずること。
3. 社会福祉施設等においては、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。
4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。
 - ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
 - イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
5. 4の報告を行った社会福祉施設等においては、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。
6. 4の報告を受けた保健所においては、必要に応じて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という）第15条に基づく積極的疫学調査又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第63条に基づく調査若しくは感染症若しくは食中毒のまん

延を防止するために必要な衛生上の指導を行うとともに、都道府県等を通じて、その結果を厚生労働省に報告すること。

7. 4の報告を受けた市町村等の社会福祉施設等主管部局と保健所は、当該社会福祉施設等に関する情報交換を行うこと。
8. 社会福祉施設等においては、日頃から、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。また、職員を対象として衛生管理に関する研修を定期的に行うこと。
9. なお、医師が、感染症法又は食品衛生法の届出基準に該当する患者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があるので、留意すること。

別 紙

対象となる社会福祉施設等

【介護・老人福祉関係施設】

- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター
- 老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設
- 小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所
- 老人福祉センター
- 認知症グループホーム
- 生活支援ハウス
- 有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅
- 介護老人保健施設
- 看護小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所
- 介護医療院

【保護施設】

- 救護施設
- 更生施設
- 授産施設
- 宿所提供施設

【ホームレス関係施設】

- ホームレス自立支援センター
- 緊急一時宿泊施設

【その他施設】

- 社会事業授産施設
- 無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設含む）
- 隣保館
- 生活館

【児童・婦人関係施設等】

- 助産施設
- 乳児院
- 母子生活支援施設
- 保育所
- 認定こども園

※ 幼保連携型・幼稚園型については、学校保健安全法第 18 条（保健所との連絡）等の規定にも留意すること。

- 児童厚生施設
- 児童養護施設
- 児童心理治療施設
- 児童自立支援施設
- 児童家庭支援センター
- 児童相談所一時保護所
- 婦人保護施設
- 婦人相談所一時保護所

【障害関係施設】

- 障害福祉サービス事業所（訪問系サービスのみを提供する事業所を除く）
- 障害者支援施設
- 福祉ホーム
- 障害児入所施設
- 児童発達支援センター
- 障害児通所支援事業所
- 身体障害者社会参加支援施設
- 地域活動支援センター
- 盲人ホーム

保確第14号
令和5年5月22日

施設長 殿

沖縄県保健医療部
感染症医療確保課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る感染対策研修の実施について(案内)

新型コロナウイルス感染症について、県内での感染拡大以降、施設での感染防止のお取り組みに感謝申し上げます。

同感染症は令和5年5月8日から感染症法上位置づけが5類へ移行されました。しかし、同感染症の特徴が変わるわけではないことから、感染拡大を防止するためには平時からの感染対策が重要となります。

つきましては下記のとおり、平時の感染対策について研修を実施しますので、ぜひご参加されますようお願いいたします。

記

- 1 実施方法
施設支援グループ看護師（沖縄県感染症医療確保課）が、施設へ訪問し研修を実施。
- 2 研修期間
令和5年6月1日（木）～9月29日（金）
※お申込み後、担当より施設へ連絡をし、日時を調整させていただきます。
※県内の感染状況によっては、実施期間を変更する場合がありますのでご了承ください。
- 3 研修内容
別添「研修実施要項」のとおり
- 4 申し込み期限・方法
期限：令和5年6月30日（金）まで
* 離島及び遠隔地はZoom対応可（要相談）
方法：下記担当または、QRコードを読み取り申し込み



【担当】

沖縄県感染症医療確保課医療体制確保班
医療機関・施設支援グループ 山城
TEL: 098-866-2006
MAIL: sp.okinawa.pref@gmail.com

研修実施要項

1. 目的

新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類へ移行されました。しかし、同感染症は特徴が変わるわけではないことから、重症化リスクの高い高齢者が多く入所する高齢者施設における感染対策や備えが引き続き重要となります。

平時の感染対策研修を通して職員の知識・技術の向上をはかり、これまでの組織体制や感染対策の見直しを行い、様々な状況に応じた感染対策の実践に繋げていく事を目的とする。

また、施設サポートを行う事で、県内の救急医療の逼迫を防ぐことも目的とする。

2. 対象：高齢者・障害者施設職員

3. 研修期間：令和5年6月1日（木）～令和5年9月29日（金） 10時～16時 ※研修終了時刻は16時となります。

4. 場所：各施設

- ※施設内で研修スペースをお借りします。
- ※離島は要相談、Zoomの場合もあります。

5. 講師：沖縄県感染症医療確保課医療体制確保班 医療機関・施設支援グループ看護師

6. 内容

①ゆんたく研修

- ・60分程度
- ・施設が日々行っている業務を実際に訪問・見学させてもらいながら、施設に寄り添った負担の無い感染対策をご提案いたします。
- ・レクレーションの提案、日常生活援助の中での感染対策など

※②座学研修に繋がる初期導入です

②座学研修（座学、実技演習、事例検討など）

- ・90分程度
- ・感染対策の基本的な考え方（標準予防策・経路別感染対策）
- ・5類へ位置付け変更後の対策・方針の変更ポイント
- ・異常発見時の対応
- ・BCPについて
- ・施設に応じた質疑応答など

訪問型

新型コロナウイルス 感染症対策研修会

無料

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に感染症法上の位置づけが5類となりました。

しかしながら、ウイルスの感染力や高齢者の重症化リスクが低下するわけではありません。そのため、これからも感染対策と施設内での感染者発生を見据えた備えが必要です。

日時

令和5年6月1日(木)～9月29日(金)までの期間

10時から16時の間で調整

※お申し込み後、担当より施設へ連絡し日時を調整させていただきます。
※県内の感染状況等によっては実施期間を変更する場合があります。

対象

高齢者・障害者施設職員 ※介護職必見！！

(介護職員、看護師、施設管理者等)

講師

沖縄県保健医療部 医療体制確保課

医療機関・施設支援グループ看護師

内容

①ゆんたく研修 60分程度

施設が日々行っている業務を実際に訪問・見学させてもらい、楽しくゆんたくしながら、施設に寄り添った負担の無い感染対策をご提案

②座学研修（座学、実技演習、事例検討など）90分程度

施設に訪問し5類位置づけ後、何が変わるの？などお困りの内容にお答えします。

申込

下記問合せ先へメール又は電話

もしくは、QRコードを読み取り申し込みください。

申込期限：令和5年6月30日（金）

* 離島及び遠隔地はZ o o m対応可（要相談）。

施設訪問実績400件！

感染対策方法のご相談
にのります \ (^o^)/



【問合せ先】

沖縄県保健医療部医療体制確保課

医療機関・施設支援グループ 山城

Mail : sp.okinawa.pref@gmail.com

TEL : 098-866-2006

